

(公印省略)
財監第354-1号
平成29年2月24日

関係業界団体の長 様

福岡市財政局技術監理部技術監理課長

「公共建築工事共通費積算基準」等の改定について

日頃から本市建築行政にご理解、ご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、福岡市が発注する建築・設備工事の積算については、独自基準によるものを除いて、国の統一基準である積算基準に基づいておりますが、今般、国土交通省において、建設企業を対象とした財務実態調査の結果等を踏まえ、一般管理費等率及び下請企業の経費率を見直し、「公共建築工事共通費積算基準」及び「公共建築工事標準単価積算基準」の改定を行っております。(参考資料参照)

つきましては、本市においても下記のとおり適用することとしましたのでお知らせします。

貴職におかれましては、本件につきまして傘下企業へ周知していただきますようお願い致します。

記

1. 今回適用する積算基準等

- ・公共建築工事共通費積算基準（平成28年12月版）＜国の統一基準＞
- ・公共建築工事標準単価積算基準（平成28年12月版）＜国の統一基準＞
- ・公共建築工事積算基準等資料（平成28年12月版）＜国土交通省大臣官房官庁営繕部基準＞
＜国土交通省ホームページ：http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html＞

2. 適用日

平成29年4月1日以降に入札公告又は指名を行う建築・設備工事から適用

【問合せ先】

財政局技術監理部技術監理課

TEL：711-4844

Email：gijutsukanri.FB@city.fukuoka.lg.jp

「公共建築工事標準単価積算基準」等の見直しに伴う単価改定

◆積算基準等の改定内容

(1) 標準歩掛りの構成要素の一つである「その他」の率の見直し

工事種別	変更前	変更後
建築工事	最小 10%～最大 20%	<u>最小 15%～最大 30%</u>
電気設備工事	最小 10%～最大 20%	<u>最小 18%～最大 30%</u>
機械設備工事	最小 8%～最大 20%	<u>最小 16%～最大 30%</u>

(2) 上記「その他」の率の適用範囲の変更

変更前	変更後
上限値を採用	<u>中間値を採用</u>

◆今回、改定を行う単価

「建築工事標準単価表」(新営・改修)

「建築工事標準単価表市場単価表」(新営・改修)

「電気設備工事標準単価表」(新営・改修・撤去・公営住宅)

「機械設備工事標準単価表」(新営・改修・撤去・公営住宅)

公共建築工事積算基準の改定(一般管理費等率の改定など)

概要

建設企業の財務実態調査結果等に基づき、一般管理費等率を改定、併せて、下請企業の経費率も改定

改定内容(一般管理費等率)



工事原価	旧基準			→	改定		
	500万円以下 ^(注)	500万円を超え30億円以下 ^(注)	30億円を超える ^(注)		500万円以下 ^(注)	500万円を超え30億円以下 ^(注)	30億円を超える ^(注)
建築	11.26%	$15.065 - 1.028 \times \log(Cp)$	8.41%		17.24%	$28.978 - 3.173 \times \log(Cp)$	8.43%
電気	11.80%	$17.286 - 1.577 \times \log(Cp)$	7.35%		17.49%	$29.102 - 3.340 \times \log(Cp)$	8.06%
機械	11.20%	$15.741 - 1.305 \times \log(Cp)$	7.52%		16.68%	$27.283 - 3.049 \times \log(Cp)$	8.07%

(注) 電気及び機械設備工事における区分は「300万円以下」「300万円を超え20億円以下」「20億円を超える」

Cp : 工事原価(千円)